

離婚に関連するおもな手続き

※各種資格確認書・受給者証・認定証等は、後日郵送で送付となる場合があります。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所戸籍	住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	※転入・転出・転居のチェックシートも確認してください！	本庁舎1階 市民課	
	前配偶者と同居中で、生計を別にしている方	世帯分離届			
	姓が変わった方で、マイナンバーカードをお持ちの方	氏名変更	マイナンバーカード		
	姓が変わった方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります。			
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法 77条の2の届)	※婚姻により氏が代わった方の署名が必要です。 詳しくは受付窓口でご相談ください。		
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など	※受付窓口でご相談ください。		

保険年金	国民健康保険に加入中で、姓など資格確認書または資格情報のお知らせの記載に変更がある方	新しい資格確認書 または 資格情報のお知らせの交付	変更前の資格確認書 または 資格情報のお知らせ	本庁舎1階 市民課	
本庁舎1階 保険年金課	姓が変わった方で、75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療資格確認書の交付	変更前の後期高齢者医療資格確認書		
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険及び国民年金に加入する方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日より14日以内 国民年金の加入 (20歳から60歳未満) ※資格喪失日より14日以内	前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書		
	姓が変わった方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など		
	年金を受給している方	年金証書の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出			

こども	小学生・中学生のお子さんがいる方 【9月から3月の間】 次年度入学のお子さんがいる方 (年長・小学6年生)	住所・氏名変更など	※受付窓口でご相談ください。	本庁舎5階 学務保健室	
総合福祉保健センター2階 こども支援課	小学生・中学生のお子さんがいて、経済的な事情のある方	就学援助の相談・案内 (提出は在籍校)	※窓口にてご確認ください。		
	児童手当を受給していて、受給者が変わった方 (0歳～高校生年代)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください	・請求者の通帳 ・請求者の健康保険の資格確認書 または資格情報のお知らせ ・請求者のマイナンバーカード またはマイナンバー入り住民票 ※離婚日がわかるものが必要な場合があります。 ※必要なものがそろっていないなくても窓口へお立ち寄りください。		
	子ども医療費助成受給券をお持ちで主たる生計維持者が変わった方 (0歳～高校生年代)	子ども医療費助成受給券の変更・喪失	・子ども医療費助成受給券 ・健康保険の資格確認書 または 資格情報のお知らせ(子)		
	ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求 ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	※受付窓口でご相談ください。 ※受付窓口でご相談ください。		
	放課後児童クラブの利用を希望する方 または 放課後児童クラブを利用している方	・放課後児童クラブ入会手続き ・保護者負担金減免手続き ・住所・氏名変更など	・就労証明書など ・ひとり親となったことが確認できるもの		
保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談			総合福祉保健センター2階 幼児保育課	
保育園・幼稚園等に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など		※受付窓口でご相談ください		
保育園の申請をしている方	住所・氏名変更など		※受付窓口でご相談ください		
特別児童扶養手当の受給者が変わった方	特別児童扶養手当の受給者変更		※受付窓口でご相談ください	総合福祉保健センター2階 障がい福祉課 ※必要なものがそろっていないなくてもお立ち寄りください。	

高齢	介護保険被保険者証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	手続きは不要です。			
----	---	-----------	--	--	--

障がい	姓が変わった方で障がいの手帳等をお持ちの方	各種手帳等の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療 ・障害福祉サービス受給者証 ・通所受給者証	総合福祉保健センター2階 障がい福祉課	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費受給者資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・資格確認書 または 資格情報のお知らせ ・預金通帳		

税・料金	上下水道の使用者名義が変わった方 →井戸水の使用がある場合で、下水道使用人数が変更になる方	使用名義変更 使用人数変更	お電話で手続きできます。 お電話で手続きできます。	上下水道料金センター (県水お客様センター) 0570-001-245	
	税・料などの口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印	本庁舎2階 収税課	

千葉県鎌ヶ谷市

やがて
故郷に
変わる街
鎌ヶ谷

〒273-0195
千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷
二丁目6番1号



鎌ヶ谷市ホームページ <https://www.city.kamagaya.chiba.jp/>

第1.0版 R7.12.10

開庁時間 あさ 8時30分 ~ 夕方 5時00分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

手続きの内容によっては、受付時間ぎりぎりに来庁された場合、
その日のうちに手続きを完了できないことがございます。
時間に余裕をもって来庁いただきますよう、ご協力お願いします。

離婚される方へ

手続きチェックシート

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人（成年二人）の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがいるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。
- 調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。



関連する手続きは内側にあります。

必要な書類が届出の日にそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を

証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証
マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険の資格確認書
- ・基礎番号通知書（年金手帳）
- ・介護保険被保険者証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。